

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年5月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500828号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600020号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成18年7月1日から平成20年12月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年7月から平成20年8月までは28万円を32万円、同年9月から同年11月までは30万円を34万円とする。

平成18年7月1日から平成20年12月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年7月1日から平成20年12月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成20年12月1日から平成22年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成20年12月は30万円を34万円、平成21年1月は30万円を32万円、同年2月は30万円を34万円、同年3月は30万円を32万円、同年4月は30万円を34万円、同年5月は30万円を32万円、同年6月及び同年7月は30万円を34万円、同年8月は30万円を32万円、同年9月から平成22年6月までは30万円を34万円とする。

平成20年12月1日から平成22年7月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月1日から平成22年7月1日までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における標準賞与額を平成18年12月15日及び平成19年7月15日は45万円、同年12月15日及び平成20年7月15日は46万円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日、平成19年7月15日、同年12月15日及び平成20年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のB社における標準賞与額を平成20年12月15日は46万円、平成21年7月15日は40万円、平成22年7月15日は20万円に訂正することが必要である。

平成20年12月15日、平成21年7月15日、平成22年7月15日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年12月15日、平成21年7月15日、平成22年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 12 月 1 日まで
② 平成 20 年 12 月 1 日から平成 22 年 12 月 21 日まで
③ 平成 18 年 12 月
④ 平成 19 年 7 月
⑤ 平成 19 年 12 月
⑥ 平成 20 年 7 月
⑦ 平成 20 年 12 月
⑧ 平成 21 年 7 月
⑨ 平成 21 年 12 月
⑩ 平成 22 年 7 月

A社及びB社の同僚の賞与支払に関する記録を訂正することとなった旨のお知らせ（文書）が年金事務所から届いたことにより、請求期間①から⑩までの各期間に当該両社から支給された賞与及び仮払金が年金記録に反映していないことが分かった。当該両社では、夏期と冬期の年2回の一時金としての賞与のほかに、毎月、仮払金が給与とともに支給されていた。

所持している賞与明細書及び給与明細書を提出するので、請求期間①から⑩までの各期間に支給された賞与及び仮払金について、年金額に反映する記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求者は、当該期間の各月に支給された仮払金が、標準報酬月額に反映されていないとして、標準報酬月額に係る記録訂正を求めているところ、請求者から提出された給与明細書、賞与明細書及び雇用保険被保険者離職票－2並びに金融機関から提出された取引明細書により、当該期間の各月において、請求者に対し給与とともに仮払金が支給されていることが認められる上、当該仮払金について、日本年金機構C事務センターは、賞与ではなく月例の給与であり、標準報酬月額の算定の対象となる報酬であるとしている。

請求期間①について、請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月から平成20年8月までは32万円、同年9月から同年11月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成22年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書及び雇用保険被保険者離職票－2並びに金融機関から提

出された取引明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成22年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成22年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月は34万円、平成21年1月は32万円、同年2月は34万円、同年3月は32万円、同年4月は34万円、同年5月は32万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は32万円、同年9月から平成22年6月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②のうち、平成20年12月1日から平成22年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間③から⑩までの各期間について、請求者は、標準賞与額に係る記録訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、当該期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間③から⑥までの各期間について、請求者から提出された賞与明細書及び給与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、事業主により当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③から⑥までの各期間における賞与支給日について、A社は、「請求期間③は平成18年12月15日、請求期間④は平成19年7月15日、請求期間⑤は同年12月15日、請求期間⑥は平成20年7月15日である。」と回答している。

以上のことから、請求期間③から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年12月15日及び平成19年7月15日は45万円、同年12月15日及び平成20年7月15日は46万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間⑦、⑧及び⑩の各期間について、請求者から提出された賞与明細書及び給与明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、事業主により当該賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑦、⑧及び⑩の各期間における賞与支給日について、B社は、「請求期間⑦は平成20年12月15日、請求期間⑧は平成21年7月15日、請求期間⑩は平成22年7月15日である。」と回答している。

以上のことから、請求期間⑦、⑧及び⑩の各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成20年12月15日は46万円、平成21年7月15日は40万円、平成22年7月15日は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑦、⑧及び⑩の各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に對し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間②のうち、平成22年7月1日から同年12月21日までの期間については、請求者から提出された雇用保険被保険者離職票ー2及び金融機関から提出された取引明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、当該取引明細書を見ると、B社から請求者に対し、同年に係る年末調整による還付金と同年7月から同年11月までの各月に仮払金から控除された厚生年金保険料の合計と一致する額が、同年12月27日に返金されていることが記載されている。

このほか、請求期間②のうち、平成22年7月1日から同年12月21日までの期間において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、請求期間⑨について、請求者から提出された賞与明細書及び平成21年分の源泉徴収票によると、当該期間において、請求者に対する賞与（一時金）の支給が無いことが認められる。

さらに、B社の事務担当者は、請求者の請求期間⑨に係る賞与について、「賞与の対象期間において、業績が悪い場合には、賞与（一時金）を支給しない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間⑨における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②のうち平成22年7月1日から同年12月21日までの期間及び請求期間⑨について、請求者が、その主張する標準報酬月額又は標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501007号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600021号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和47年6月1日から同年5月31日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年5月31日から同年6月1日まで

A社における勤務期間のうち、同社B支店から同社C支店に異動した際の厚生年金保険被保険者記録が無い。請求期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の人事記録、同社の回答及び請求者に係る雇用保険の加入記録から判断すると、請求者が請求期間において同社に継続して勤務し(A社B支店から同社C支店(厚生年金保険の適用事業所はA社)に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述のA社から提出された人事記録及び請求者の陳述により、請求者は請求期間において同社C支店に所属していたと推認されることから、昭和47年5月31日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における請求者の昭和47年6月の厚生年金保険の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行っただとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500898号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600023号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成19年7月25日は55万8,000円、同年12月25日は64万円、平成20年7月25日は80万3,000円、同年12月25日は85万4,000円、平成21年12月28日は95万7,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月25日、同年12月25日、平成20年7月25日、同年12月25日及び平成21年12月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月25日、同年12月25日、平成20年7月25日、同年12月25日及び平成21年12月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月
② 平成19年12月
③ 平成20年7月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年12月

私と同時期にA社に勤務した元同僚の賞与に係る年金記録を訂正したことに関連して、私についても同社における賞与に係る年金記録を確認するようにとのお知らせが年金事務所から届いたので、私の年金記録を確認したところ、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録が無いことが分かった。

請求期間①、②、③、④及び⑤についても、賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、B市から提出された請求者に係る住民税課税基礎資料、元同僚が所持する賞与支給明細書等から判断すると、請求者が、請求期間①に55万8,480円、請求期間②に64万150円、請求期間③に80万3,870円、請求期間④に85万4,050円、請求期間⑤に95万7,120円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①は55万8,000円、請求期間②は64万円、請求期間③は80万3,000円、請求期間④は85万4,000円、請求期間⑤は95万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により、当該各賞与から控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、請求者から提出された預金通帳の振込日から、請求期間①は平成19年7月25日、請求期間②は同年12月25日、請求期間③は平成20年7月25日、請求期間④は同年12月25日、請求期間⑤は平成21年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについて事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500537号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600010号

第1 結論

昭和40年10月から昭和49年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年10月から昭和49年3月まで

国民年金の加入手続は、私が昭和40年10月に勤務していた会社を退職した後に、亡くなった母が行ってくれたと思う。

請求期間の国民年金保険料は、母が、兄の分と一緒に、町内の集金人及びA県B市役所の窓口において納付してくれたと兄から聞いている。

私が会社を退職したのは、当時、クリーニング店を経営していた兄が倒れ、両親から店を手伝ってほしいと懇願されたためであり、母が、兄の国民年金保険料だけを納付して、余儀なく会社を退職し同店を手伝うことになった私の国民年金保険料を納付しないはずがないので、私の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「母が、国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を兄の分と一緒に、集金人及びB市役所の窓口において納付してくれた。」旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の兄は、請求期間のうち、昭和41年4月以降の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月10日にB市において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日などから判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年10月に行われたものと推認でき、当該加入手続時点まで、請求者は国民年金に加入していないことから、請求者の母は、請求期間の国民年金保険料を請求者の兄の分と一緒に現年度納付することができず、このことは、請求者の主張と符合しない。

また、請求期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、国民年金手帳記号番号払出簿において、B市で請求期間中に払い出された国民年金手帳記号番号を全て視認したが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者に係る国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料納付を行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、請求期間当時の事情について陳述を得ることができない上、請求者及びその兄からは、請求期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる具体的な陳述は得られない。

加えて、請求期間は8年6か月と長期間であり、複数年度にわたる国民年金保険料の納付記録が全て欠落したとは考え難い上、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500841号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600011号

第1 結論

昭和46年4月から昭和48年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月から昭和48年3月まで

私は、昭和40年11月25日に会社を退職する際、経理担当者から国民年金の加入を勧められたので、退職後にA県B市C区役所に向いて、国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料の集金は、働くようになった同区D町にある義兄の経営する旅館に来てもらうようにしたと思う。

その後、義兄の別の旅館で働くようになり、集金人に会えなくなったので、しばらく国民年金保険料を納付していなかったが、請求期間以降の国民年金保険料は、妻が、集金人に夫婦二人分を一緒に納付するようになった。

妻は、請求期間の国民年金保険料の納付方法等をよく覚えていないが、妻がどちらか一方のみ納付することは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「請求期間の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に集金人に納付してくれた。」旨陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和41年2月28日にB市C区において払い出されており、請求期間の国民年金保険料は納付することが可能である上、オンライン記録によると、一緒に納付したとする請求者の妻は請求期間の国民年金保険料を納付済みである。

しかしながら、請求者の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)を見ると、最初の住所欄には「C区D町」と記載されているところ、当該台帳の欄外に「不在被保険者」の押印が有ることから、その期間は不明であるが、請求者は、当該住所地において、不在被保険者として管理されていたことがうかがえる。

また、前述の特殊台帳に押された「不在被保険者」の印が二重線で消されており、裏面住所欄には「E支所 F地区G町*-*」の記載が確認できるところ、当該所在判明の時期について確認することはできないものの、請求者の国民年金手帳を見ると、i) 昭和48年12月11日に発行されており、住所欄には「B市F地区G町*-*」と記載されていること、ii) 当該手帳の印紙検認記録欄が昭和48年度から始まっていること、iii) 昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料が、当該手帳の発行日と同日に一括して納付されていることが確認できることなどからすると、同年12月11日に請求者の所在が判明し、当該日時点において集金人に納付することが可能な国民年金保険料が現年度納付されたものと考えられる。

さらに、請求者の国民年金保険料納付が再開された時期について、請求者及びその妻は覚えていないと陳述しているところ、当該時期が昭和48年12月11日であるとするならば、請求期間のうち一部は時効により国民年金保険料を納付することができず、納付が可能な期間につ

いては、過年度保険料となるため、現年度保険料を取り扱っていた集金人に納付することはできない。

加えて、請求期間直後の国民年金保険料の納付状況について、前述のとおり、請求者は、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料が同年12月11日に一括して納付されている一方、請求者の妻に係る国民年金手帳を見ると、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料について、3か月ごとに同年6月9日、同年9月10日及び同年12月10日に納付されており、その納付状況が請求者とその妻とでは異なっていることから、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料と一緒に納付したとする陳述とは符合しない。

このほか、請求者の妻が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500666号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600018号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所又はB社(現在は、C社)D支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のE事業所又はF事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③及び④について、請求者のG事業所又はF事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和25年4月1日から昭和28年4月1日まで
② 昭和28年4月1日から昭和29年10月1日まで
③ 昭和30年5月25日から昭和32年5月1日まで
④ 昭和32年8月8日から昭和35年3月1日まで

H県I市J地区に所在した複数の関連事業所に、昭和25年4月1日から昭和35年3月1日まで継続して勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A事業所に勤務した請求期間①、E事業所に勤務した請求期間②、G事業所に勤務した請求期間③及び④について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

請求期間①から④までの各期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A事業所に勤務したと主張しているところ、年金事務所の記録において、当該事業所名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらないものの、請求者が主張する事業所所在地に厚生年金保険の適用事業所としてB社D支店が確認できる。そこで、同社D支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求者が当該期間に同僚であったと陳述している者の名前が複数確認できること、及び請求期間①当時の同社D支店における業務等に係る請求者の陳述内容から判断すると、当該期間のうち期間は特定できないものの、請求者が同社D支店内において業務に従事していたことがうかがえる。

しかし、前述の被保険者名簿に被保険者記録の有る複数の者は、「自身の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間は相違しているが、被保険者ではなかった期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていない。」旨陳述している上、このうち二人は、「B社D支店では、K職は入社時にはL職として採用され、L職であった期間は厚生年金保険に加入していなかった。L職であった期間は人によって異なっていた。」旨陳述していることから、B社D支店では、請求期間①当時、必ずしも全ての従業員を漏れなく厚生年金保険に加入させる取り扱いではなく、また、厚生年金保険の被保険者でない者の給与から厚生年金保険料を控除していたこととはうかがえない。

また、C社は、「請求期間①当時の資料は保存しておらず、当時の状況は分からない。」旨回答している上、請求者は、「請求期間①当時の給与明細書等は保管していない。」と陳述していることから、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、E事業所に勤務したと主張しているところ、年金事務所の記録において、当該名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらないものの、請求者が主張する事業所所在地に、E事業所と類似名称のF事業所が請求期間②の後の昭和29年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

そこで、F事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求者と同様に、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和29年10月1日）と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者に照会したところ、複数の者から回答が有り、当該回答から判断すると、請求期間②のうち、期間は特定できないものの、請求者が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、前述の回答のあった者のうちの一人は、「F事業所の従業員は、勤務形態が請負から社員に変わるということで、社会保険に加入した。社会保険に加入する前については、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。また、社会保険に加入したときに、今後、給与から社会保険料を控除するとの説明があった。」旨陳述している。

また、F事業所は昭和30年5月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②当時の事業主は既に死亡している上、請求期間②当時の社会保険事務担当であったとする者は、当時のことは何も覚えていない旨回答していることから、同事業所における請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、事業所関係者に確認することができない。

さらに、請求者が主張するF事業所のM職について、年金事務所の記録において、請求期間②に厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない上、既に死亡していることから、請求期間②当時の状況を確認することができない。

加えて、請求者は、「請求期間②当時の給与明細書等は保管していない。」と陳述しており、このほか、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、請求者は、G事業所に勤務したと主張しているところ、年金事務所の記録において、当該名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらないものの、請求者が主張する事業所所在地に、G事業所と類似名称のF事業所が確認できる。

しかし、F事業所は、前述のとおり昭和30年5月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求期間③のうち同日以降については、適用事業所であったことが確認できない上、当時の事業主は既に死亡していることから、当該期間における同事業所の状況を事業主等に確認することができない。

また、F事業所において、請求期間③に厚生年金保険の被保険者記録が有る者は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和30年5月29日）と同日に被保険者資格を喪失している一人だけであり、同人に照会したところ、同人は、請求期間③当時のことについて何も覚えていない旨回答していることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間④について、請求者は、G事業所に勤務したと主張しているところ、年金事務所の記録において、当該名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらないものの、請求者が主張する事業所所在地に、G事業所と類似名称のF事業所が確認できる。

しかし、F事業所は、前述のとおり昭和30年5月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、当該期間における同事業所の状況を確認することができない。

また、請求期間④においてF事業所に勤務していた従業員等を特定することができないことから、同事業所における請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、同僚等に照会することができない。

このほか、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から④までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500901号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600019号

第1 結論

請求期間①について、請求者の請求に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社又はB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和53年4月1日から同年4月30日まで
② 昭和53年5月1日から昭和54年12月31日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、請求期間①及び②の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

請求期間①は、事業所名を覚えていないがC市D地区に所在したE店舗に勤務し、電話交換の業務を担当した。

また、請求期間②は、A社に事務担当として入社し、同社と事業主が同一のB社の事務も手伝っていたので、A社又はB社のいずれかにおいて、厚生年金保険に加入していたと思う。

請求期間①及び②のいずれの期間も正社員として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は勤務していたとするE店舗の名称を記憶しておらず、昭和52年版の住宅地図及び昭和54年4月発行の職業別電話帳において、請求者が当該E店舗の所在場所として記憶するC市D地区F地域付近に所在していたG関係の事業所のうち、連絡先の判明した事業所に事情照会したが、「請求者が勤務していた。」と回答した事業所は無く、請求者の請求に係る事業所を特定することができない。

また、請求者は、請求期間①当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないため、請求に係る事業所における請求者の勤務実態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、雇用保険の記録、請求者から提出された写真及びB社の複数の元従業員の陳述から判断すると、当該期間のうち一部の期間において、請求者が、同社及びA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の雇用保険の記録等からは、A社及びB社における請求者の入社日を特定することができない上、同社における請求者に係る雇用保険の離職日は、請求期間②の途中に当たる昭和53年12月29日であり、当該期間の後に被保険者記録の有る事業所から提出された請求者に係る履歴書の職歴欄には、「昭和53年12月、A社結婚の為退職」と記されているところ、請求者を覚えているとするB社の元従業員の一人は、「私は、昭和53年9月頃、B

社に入社した。請求者は、私が同社に入社した時には、A社に勤務していたが、それから間もなくして、結婚のため退職したように思う。」旨陳述しており、雇用保険の記録における請求者の離職日の翌日（昭和53年12月30日）以降について、請求者が、A社及びB社に勤務していたことを確認することができない。

また、請求期間②当時のA社及びB社の事業主は、「請求者がA社及びB社に勤務していた記憶はある。ただし、会社は、法定期間が経過した書類は処分しており、請求者の厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除状況を確認できる関連資料は現存しない。」旨回答している。

さらに、前述の事業主は、「請求期間②当時、A社及びB社では、入社から約3か月経過した頃に、今後も勤務が継続すると判断した者について、B社において厚生年金保険に加入させる取扱いであった。」旨陳述しているところ、請求期間②において、B社における厚生年金保険の被保険者記録の有る複数の元従業員のうち、一人について、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、雇用保険の記録における資格取得日の約6か月後である上、当該元従業員のうち複数の者は、「私は、B社に入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入した。」旨陳述しており、前述の事業主の陳述及び雇用保険の記録を踏まえると、請求期間②当時、B社では、従業員の厚生年金保険の加入については、入社後すぐに加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、B社に入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入した旨陳述している前述の元従業員のうちの一人は、「厚生年金保険料は、厚生年金保険に加入した後、給与から控除されるようになった。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500981号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年6月1日から平成9年6月1日まで

A社が経営していたB店に平成8年6月頃から勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が平成9年6月1日と記録されている。

給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を平成8年6月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の勤務期間、雇用形態、厚生年金保険料控除等については不明である。」旨回答しており、請求者の請求期間における勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求期間において、A社における厚生年金保険被保険者記録が有る者のうち、請求者が記憶する元同僚4人の姓と同姓の4人に照会したが回答は無い上、請求者と同様に平成9年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している34人にも照会したが、回答が有った9人はいずれも請求者を記憶していないことから、これらの者に請求者の請求期間における勤務状況について確認することができない。

さらに、前述の回答が有った9人のうち3人は、「請求期間当時、A社は、希望者のみを厚生年金保険に加入させていた。」旨、また、当該3人のうちの1人は、「私が平成9年6月にA社に入社した際、配属先の店長が従業員を集めて、『社会保険の加入について、これまでは自由であったが、これからは全員が加入しないといけなくなったので、年金手帳を持ってくるように。』と言っていたことを記憶している。」旨陳述している上、オンライン記録によると、ほかの3人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日(平成9年6月1日)は、各人が記憶する同社における入社時期よりおおむね1年から4年後であることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社の総務担当者は、「請求期間当時、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたか否かは不明であるが、厚生年金保険に加入する前の期間に係る厚生年金保険料を控除することはない。」旨陳述しているところ、同社において、自身が記憶する入社時期からおおむね4年後に厚生年金保険被保険者資格を取得している者は、「厚生年金保険に加入するまで、厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

また、請求者のA社における雇用保険の被保険者資格取得年月日は平成9年6月1日であるところ、請求者の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、当該雇用保険の被保険者資格取得年月日と同日である。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1501008号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600024号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和33年10月1日から昭和36年4月1日まで

C学校を中退後、A社に勤務したが、同社に勤務した請求期間について、厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求者の勤務形態、請求期間に係る厚生年金保険料控除等について、いずれも不明である旨回答している上、同社の担当者は、「当方において請求者に係る人事記録は残っておらず、また、請求期間当時の社員の人事記録を管理しているD組合に確認したが、請求者に係る人事記録は残っておらず、請求者はD組合加入者ではないとの回答であったことから、請求者がA社に勤務していたことを確認できない。」旨陳述しており、B社の回答等から、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間を含む5年の間に厚生年金保険被保険者記録が有り、連絡先の判明した7人に照会したが、いずれの者からも回答が無い上、請求期間当時の同僚として請求者が姓を記憶する二人については、当該姓のみでは該当者を特定できないため、請求者の請求期間における勤務実態等について、元同僚等に確認することもできない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿において、請求者に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できず、請求期間における健康保険整理番号に欠番は無い。

なお、請求者の弟は、「請求者がA社に勤務した具体的な期間は分からないが、私は、小学校2年生の頃(昭和22年頃)、請求者が勤務していたA社内の診療所で診察を受けた記憶がある。また、請求者は、私が高校生の頃(昭和30年4月頃から昭和33年3月頃まで)もA社に勤務していたと思う。」旨陳述していることから、請求者は、請求期間より前にA社に勤務していた可能性もうかがえるが、オンライン記録によると、同社は、請求期間の始期と同日の昭和33年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求者の弟が陳述する期間において厚生年金保険の適用事業所ではない上、B社は、当該期間についても同様に、資料は無く状況は不明である旨回答していることから、請求者の弟が記憶する期間についても、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。